

## 重要課題検証ヒアリング資料

### 「農地の利用集積の促進に関する事業」

# 農地中間管理機構①

## 現状

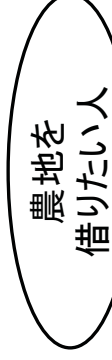
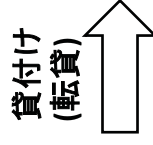
- 今後10年間で担い手の農地利用割合を現状の5割から8割まで拡大させるとし、このため、農地中間管理機構を整備、関連法律が26年3月1日に施行。現在までに、全都道府県で農地中間管理機構を指定済み。
- これまで、
  - ① 全県で10年後の担い手への農地面積目標を設定済み。全国合計で8割。毎年14～15万haが移動することになる。
  - ② ほとんどの機構で、農地の借受希望者公募を**実施済み**。26年9月末現在で、借受希望3万経営体で23万ha。
  - ③ このうち、企業は500経営体で1万ha。
  - ④ 26年12月末現在において、機構の借入面積は17,970ha、貸付面積は4,470ha。3月末までの実績は更に伸びると見込まれる。
  - ④ 役員については、全国合計555人のうち、企業経営者が34人、農業法人経営者が21人となっているが、民間の経営ノウハウの活用で事業を活性化するという観点からは、不十分。順次改善が必要。

## 農地中間管理機構の仕組み

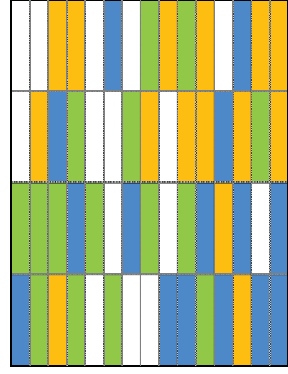
農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）



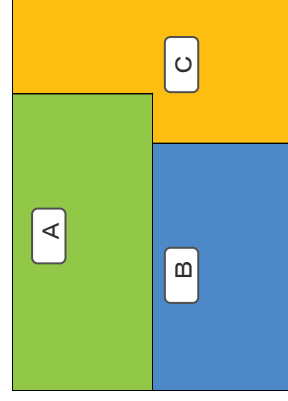
貸付け



信頼できる農地の中間的受け皿の整備  
機構に貸し付けた人に協力を交付



まとまりのある形で農地を利用できるよう  
配慮して貸し付け



資料1

農地の集積・集約化

## 農地中間管理機構②

## 取組内容

- 25年12月以来、農業者向け・企業向けのパンフレットの配布等により制度を広く周知。全県の機構の役員等に対する研修会（ローン講演や優良事例である熊本県、鳥取県機構、埼玉県羽生市の講演）の開催や都道府県別ヒアリング、主要県の現地調査と個別指導等を実施し、体制整備を推進。
- 農地の権利移動は秋から春にかけて行われるので、各県の機構に対し、優良事例の横展開を含めて、以下の点に重点を置き指導してきたところ。
  - ① 客が来るのを待っている「不動産屋」ではなく、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚を持って取り組むこと。
  - ② 現場でコーディネートに当たる職員等の体制(質・量)を充実させること。
  - ③ 次の4つのアプローチを活用して事業を具体的に推進すること。
    - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（人・農地プラン等で農地流動化の機運が盛り上がっている地域、相当な耕作放棄地が発生している地域、担い手が十分ないため近い将来耕作放棄地が相当発生すると考えられる地域）
    - イ 新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
    - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
    - エ 基盤整備事業からのアプローチ

## 取組スケジュール

- 権利移動が概ね終了する27年3月末時点のデータを基に、5月から6月頃、農林水産業・地域の活力創造本部も含めて、機構の活動(実績)の数字、推進体制等)の検証・評価を徹底的に行うとともに、各機構に、機構事業に真剣に取り組みんでもらうため、各機構の推進体制の見直しや、それに応じた国の支援の見直しなどの具体的な対応策を検討。

## 農地中間管理事業の検証・評価について

- 農地中間管理機構は、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの課題解決のための切り札として、平成26年3月の関連法律の施行により創設され、既に全ての都道府県で機構が立ち上がっている。
- 機構は、農業政策推進上、極めて重要な政策手段であり、日本再興戦略においても、機構の評価は、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部で評価することとされている。
- 具体的には、初年度の機構の実績について、3月末時点の様々なデータを収集し、これを基に、官邸も含めて、機構の活動の検証・評価を様々な角度から徹底的に行い、全都道府県の機構事業を軌道に乗せるための具体的な対応策を検討することとしているところ。
- また、機構事業については、産業競争力会議と規制改革会議が密接に連携しながら、平成27年春先に評価・検証し、今年央を目途に改訂する成長戦略に反映していくこととされている。
- これらの枠組に基づき、農地中間管理機構の検証・評価については、本年5月から6月に行われる予定。

## 農地中間管理機構制度検討プロセス

	産業競争力会議	規制改革会議	国会
25年 2月18日	第2回競争力会議		
3月 8日		第4回規制改革会議	
4月19日	テーマ別会合		
4月23日	第7回競争力会議		
5月29日	第10回競争力会議		
5月30日		第11回規制改革会議	
6月 5日	第11回競争力会議		
6月12日	第12回競争力会議		
8月22日		第14回規制改革会議	
9月 3日	第1回農業分科会		
9月10日		第1回農業WG	
9月12日		第15回規制改革会議	
9月19日		第16回規制改革会議	
9月20日	課題別会合		
10月 1日	第14回競争力会議		
10月 4日	第6回農林水産業・地域の活力創造本部		
10月25日			法案閣議決定、 国会提出
11月19日 } 20日 } 27日 }			(衆)農水委法案審議
12月 3日 } 5日 }			(参)農水委法案審議

○「日本再興戦略（改訂）」（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

## 第二 3つのアクションプラン

### 二. 戦略市場創造プラン

テーマ4 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

#### （1）KPIの主な進捗状況

《KPI》「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される。」

⇒農地中間管理機構は本年度から始動し、6月1日までに43道府県で指定されたところ、担い手への農地の利用集積の進捗は今後毎年明らかにされる。(2010年：49%)

#### （2）施策の主な進捗状況

（農地集積を担う農地中間管理機構の整備等）

・担い手への農地集積を担う農地中間管理機構を都道府県段階に整備する法律が、昨年12月に成立し、本年6月1日までに、43道府県において農地中間管理機構が指定された。また、同法と併せて、農業経営の法人化の推進、青年の就農促進策の強化等を行う農業経営基盤強化促進法等の改正が、昨年12月に成立した。

#### （3）新たに講ずべき具体的施策

農業の生産性向上に向け革新的な一歩を踏み出した農地中間管理機構関連法の成立、生産調整の見直しといった改革を、現場の実態に即して着実に推進するとともに、今回の成長戦略の改訂では、農業の成長産業化に向けた体系的な改革を打ち出す。

農業の生産性を飛躍的に向上させ、農業の成長産業化を推し進めるため、企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業及び農業関連産業への参入を活性化させ、市場のニーズが生産現場に反映されるとともに、生産現場の品質が内外の消費者に届けられる仕組みを構築する。このため、i) 生産現場を一層強化するとともに、ii) 国内のバリューチェーンを有機的に繋ぎ付加価値を高め、iii) そのバリューチェーンを国際的に連結することで輸出を促進していく。さらに、新たな国内市場の開拓にも努める。具体的には、それぞれ以下のような施策に取り組む。あわせて、iv) 林業・水産業の成長産業化にも取り組む。

これらの取組を、今般改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた諸施策と一体的に推進することにより、農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指すとともに、美しく伝統ある農山漁村の継承と食料自給率・自給力の維持向上に資するものとする。

#### i) 生産現場の強化

農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化、農地の大区画化、生産・流通システムの高度化等による生産性向上を図る。

##### ① 経営力のある担い手の育成

農地中間管理機構を本格稼働させ、新規就農希望者等を巻き込んだ担い手への農地集積・集約化を実現させる。今後、機構が新規参入者を含む担い手への農地集積・集約化に成果を出せるよう、各都道府県における機構へのガバナンスの状況をモニタリングし、適正に制度を運用していく。また、同機構の評価を農林水産業・地域の活力創造本部で評価する。

## 農林水産業・地域の活力創造プラン（抜粋）

平成25年12月10日決定

平成26年6月24日改訂

農林水産業・地域の活力創造本部

## Ⅲ 政策の展開方向

## 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業につながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

## Ⅳ 政策の実行とフォローアップ

## 1. 政策の実行とフォローアップ

今後、政府は一体となって本プランに基づき農林水産政策の改革を着実に実行するものとする。

本プランで示した農林水産政策については、当本部において農地中間管理機構の運用状況を評価するなど、政府としてその進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立って、中長期的に計画的な農業経営の展開が可能となるよう制度の安定性に配慮しながら、必要な見直しを進めていくこととする。

## 成長戦略進化のための今後の検討方針（抜粋）

平成27年 1月29日  
産業競争力会議決定

「三本の矢」の経済政策によって、企業収益が回復し、雇用拡大や賃金上昇につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて、更なる景気回復をもたらすという「経済の好循環」が生まれつつある。

今後とも、経済の好循環を揺るぎないものとし、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくためには、引き続き、企業や個人のレベルで、持てる潜在力を最大限に発揮し、国内外の市場環境を整えることで、日本経済全体で稼ぐ力の底上げを行っていくことが必要である。

ますます激化する国際競争の中で、日本経済が競争力を保つためには、未来社会を見据えた変革も不可欠である。

インターネットの普及、ビッグデータ社会の到来、人工知能におけるブレークスルーなどにより、企業や個人の行動様式は大きく変化し、従来のビジネスモデルの概念を超えた競争社会が生まれつつある。こうした変化に対して、いち早く対応することが必要である。

これらの改革をスケジュール通りに完遂し、或いは、加速化するためには、我が国全体が深く関わり、締切効果を有するモメンタムを活用することは有効である。この観点から、国際的な注目を集めるオリンピック・パラリンピック東京大会等が開催される2020年を、改革のモメンタムとして設定することが重要である。

産業競争力会議は、こうした認識の下、

- ・我が国の潜在力の強化
- ・未来社会を見据えた変革
- ・改革のモメンタム

という3つの観点から、以下のとおり、検討を進める。

（略）

**【成長戦略の改訂に向けて】**

産業競争力会議では、成長戦略に盛り込まれた施策の確実な実行・実現を進めてきた。成長戦略の更なる進化のため、今後、検討すべき課題を「成長戦略進化のための今後の検討方針」として示す。

本「検討方針」に基づき、産業競争力会議、同会議実行・実現点検会合及びワーキンググループにおいて検討を進める。また、規制改革会議、総合科学技術・イノベーション会議、まち・ひと・しごと創生本部、国家戦略特区諮問会議等の



関係会議と連携を図る。

成長戦略は規制改革・制度改革といった構造改革によって経済成長を図ることを目的とするものであり、本旨に沿った事項について、今年央を目途に改訂する成長戦略に反映させていく。

(略)

I：我が国の潜在力の強化

4. 成長市場の創造

(2) 農林水産業の成長産業化に向けた改革

① 水田農業の構造改革の推進

農業経営者が自らの経営判断に基づき、作物選択ができるようにするため、2018年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進め、作物別の需給見通しの提示、民間の米市場の活性化、転作作物（飼料用米等）の生産性向上、米作の担い手像の明確化や経営体の法人化、輸出団体を通じた輸出促進など、水田農業の構造改革に関係する施策も含めて、全体をパッケージにして、その工程を明らかにしながら検討を行う。

② 農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化

農地中間管理機構について、規制改革会議と密接に連携しながら、平成27年春先（4月を目途）に、農地の集積・集約化及び企業も含めた担い手の新規参入状況等の実績を把握し、検証・評価する。その上で、必要な措置を講じるための検討を進める。

平成27年4月15日 衆議院農林水産委員会  
(民) 玉木雄一郎議員に対する林農林水産大臣の答弁 (抜粋)

(玉木議員) 大きな政策の目玉であります農地集積バンクの一年目、活動実績、実態、こういったものについてこういった御所見をお持ちなのか、お答えください。

(林大臣) この農地中間管理機構については、昨年度が実質初年度であったということでございますので、この初年度の実績については、今年の3月末時点のデータを踏まえて、検証・評価を行うこととしておりますが、先ほど答弁いたしましたように、県、機構、市町村それぞれからデータを収集しているところでございまして、今、6県の数字だけは分かっている範囲でお示したところでございますが、まだ評価できる段階ではないというふうに思っています。

ただ、今、6中4というものをお示しいただきましたが、全都道府県で軌道に乗っている状況とはなっていない、こういうふうに思っております。

この背景としては、まず、役職員の意識として、我々は、不動産屋ではなくて、ニーズがあったらつなぐということではなくて、ディベロッパーということで、やはり、地域の将来を自分たちである程度イメージを持ってデザインしていく、デベロッパー的な自覚を持ってもらいたいと思っておりましたが、まだこういったところが十分でないということ。それから、人・農地プランなど地域の農業者の話合いが十分進んでいないなど、これは地域にもよりますが、出し手の掘り起こし活動が十分とは言えないこと。それから、もう一つはやはり機構そのものの事業に対して農業者への周知が徹底されていないこと、こういう問題があるのではないかと考えております。

初年度の機構の実績について、さまざまな3月末時点のデータを収集しまして、官邸の本部でも評価をされることになっておりますが、機構の活動の検証・評価をさまざまな角度から徹底的に行いまして、全都道府県で機構事業が軌道に乗っていくために具体的な対応策を検討したいと思っております。